

議案第75号

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、別紙協議書のとおり土浦市道神立中央一丁目11号線の一部をかすみがうら市の区域に設置することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 土浦市道神立中央一丁目11号線の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、土浦市道神立中央一丁目11号線の一部をかすみがうら市の区域に下記のとおり設置する。

令和 年 月 日

土 浦 市 長 安藤 真理子

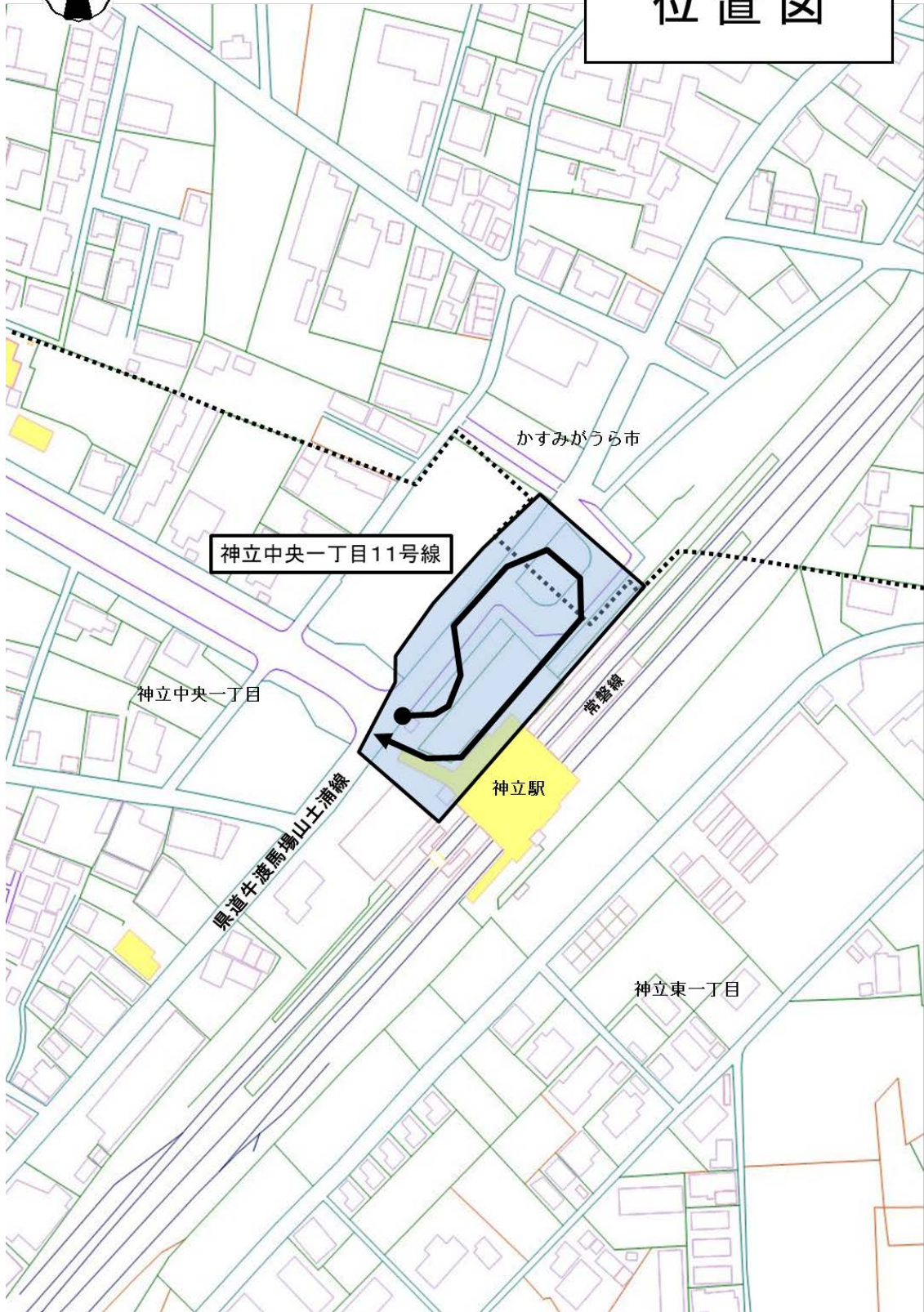
かすみがうら市長 宮 嶋 謙

### 記

- 1 施設の名称 土浦市道神立中央一丁目11号線
- 2 設置の場所 かすみがうら市稲吉二丁目3935番
- 3 位置図 別紙のとおり
- 4 経費の負担 道路施設の管理に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。
- 5 その他 この協議書に定めのないことについては、その都度両市で協議を行い定めるものとする。



# 位置図



詳細位置図

- 【凡例】
- : 土浦市道神立中央一丁目11号線 (神立駅西口駅前広場)
  - : かすみがうら市側 公の施設 (区域外)
  - : 行政界

